

## 茨木市条例第 号

### 茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」に改め、同条第1号及び第2号中「8人」を「7人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第5条の見出しを「（特別委員会の設置等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条第7項中「常任委員、議会運営委員若しくは特別委員」を「委員」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「常任委員、議会運営委員若しくは特別委員」を「委員」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 議長は、常任委員、議会運営委員及び特別委員（次項及び第8項において「委員」という。）の選任事由が生じたときは、速やかに選任するものとする。

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。